

第4章 施策の方向性

1 基本的な考え方

(1) 目的及び目標

この計画によって達成したいまちのあるべき姿は、前計画を踏襲し、下図のように定めます。

目的 (この計画が目指すこと)

まちを構成する様々な主体が各々の役割を果たしてまちづくりを担い、お互いに協力して地域課題の解決に取り組む「協働」により、豊かで活力ある地域社会を実現すること。

目標 (何がどうなれば目的が達成できるのか)

- 協働のまちづくりの担い手が増えること。
 - 目標1 まちづくりを担う市民が増えます。
 - 目標2 まちづくりを担う市民活動団体が増えます。
 - 目標3 まちづくりを担う事業者が増えます。
 - 目標4 協働のまちづくりを推進する市の職員が増えます。
- 様々な主体同士が相互の信頼関係の下に、協力して地域課題の解決に取り組む「協働」が効果的に行われること。
 - 目標5 協働の取組みが増えます。
 - 目標6 協働による取組みが効果的に実施されます。
- 地域課題を解決する活力が高まること。
 - 目標7 市民活動・協働に対する市民の信頼が高まります。

(2) 重要課題

この計画によって達成したいまちのあるべき姿の実現に向けては、取組の成果が表れている面もある一方で、達成できていない状況も多く見られます。

そこで、第3章の「前計画における取組みの概要」により前計画の取組みと実績を、「目標と成果指標の状況」により評価と目標値の達成度と達成できなかった要因を、「調査の状況と課題」により協働の推進を妨げている課題を、市民、市民活動団体、事業者及び市に分けて見てきました。

これらの課題のうち、繰り返し挙げられているもの、活動主体別であっても共通しているものを中心に本計画で取り組むべき主な課題を抽出し、集約すると、次の2点になります。これらを重要課題として設定します。

① 市民活動に係る人材不足

市民の約6割が、市民活動に対し「人や社会のために役立つ活動」というイメージを持ち、約4割が、参加に前向きであり、潜在的な参加希望者は多いことが見込まれます。しかしながら、市民活動に参加する市民の割合は、微増したものの、13.6%と少ない状況にあります。

一方、協働のまちづくりの重要な担い手である市民活動団体が抱える課題は、人材不足に関するものが多くを占めています。

したがって、市民一人ひとりが、自身が地域社会の構成員としての当事者意識を持ち、自らの経験やノウハウ等が社会に貢献できるように気づき、実際の活動につなげるため、市には、市民活動に関する情報発信を促進し、きっかけや機会を提供し、市民活動に参加しやすい環境を整備することが求められています。

② 協働のまちづくりに係る情報発信の不足

協働のまちづくりへの意識・理解が全体的に下がっており、協働の担い手である市民、市民活動団体、事業者、職員のいずれも、協働のまちづくりへの参加、推進を妨げている理由として、市民活動、協働、社会貢献活動、取組み事例等に関する情報不足が挙げられています。

それぞれの主体毎に社会情勢の変化等の影響は様々であり、また、課題の認識度合いに違いはありますが、根底には、共通して協働のまちづくりの意識啓発が十分に進んでいないことが要因であると推察されます。

それは、市の施策へのニーズも同様であり、各主体に、市民活動に関する情報を「見える化」し、届けることが市には求められており、そのことが、市民活動団体、地域住民などにも理解や協力、新たな参画につながり、主体同士の連携と交流を図ることにつながります。

また、特に、市の今までの取組みの中では、事業者に対しての情報発信が十分とは言えない状況にあることにも留意する必要があります。

(3) 計画の全体像

本計画の目的の実現に当たっては、重要課題の解決に向け、積極的に取り組む必要がありますが、重要課題は、多くの施策に関連しています。

そこで、前計画の施策を引き続き実施することに加え、重要課題に対応し、特に重点的かつ横断的に取り組むべき重要施策を設定することとします。

① 前計画の個別施策の整理

● 個別施策の整理

前計画の個別施策を点検し、内容の重複や関連性の深い個別施策をまとめるなど整理を行いました。

● 町会・自治会等の地縁団体の明記

地縁団体である町会・自治会等について、市民活動団体に含めて定義されていますが、地域の活動の担い手として特に重要視される部分においては、「町会・自治会等」と記載し、明瞭化を図りました。

② 重要施策の設定

前計画は基本的に各施策ごとに実施してきましたが、①市民活動に係る人材不足 については、参加する市民側にも参加者を受け入れる団体側の双方に密接に関連します。

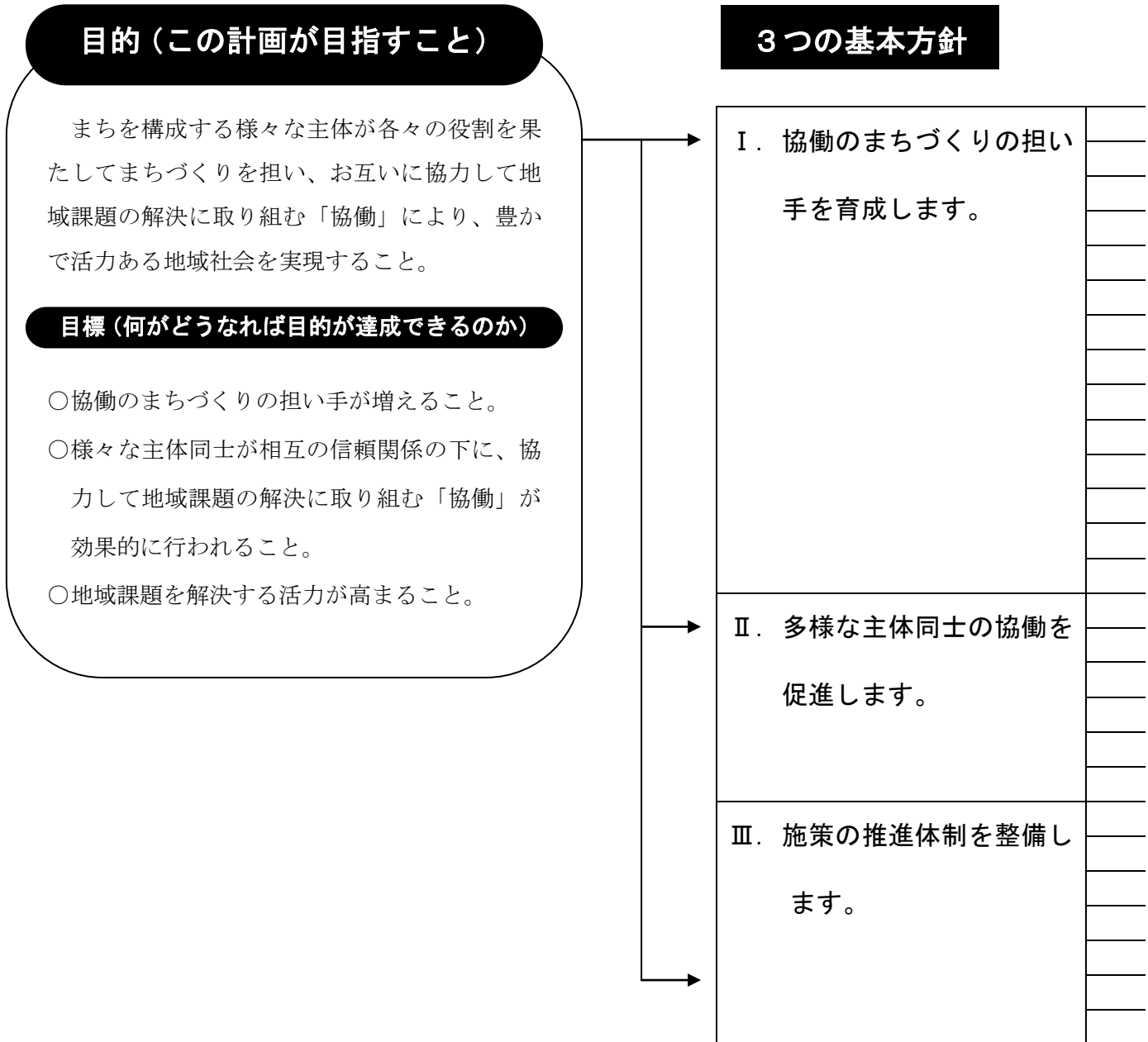
また、②協働のまちづくりに係る情報発信の不足 については、多くの施策の前提条件として必須のものです。

したがって、各施策を横断的に取り組むものとして次の重要施策を設定します。

- 安心して市民活動に参加できる環境を整備します**
- 協働のまちづくりに係る情報発信を強化します**

(4) 施策の体系

前計画の施策の体系（15頁参照）を再構成しました。内容に重複があるものを集約し、簡素化しました。



9の基本施策

18の個別施策

1. 市民活動に参加する市民を増やします	
	(1) 市民活動の人材育成を行います
	(2) 市民活動の意識啓発のため、市民活動情報を発信します
	(3) 市民活動に関する相談に対応します
2. 市民活動団体の活力を高めます	
	(4) 団体の活動情報を公開します
	(5) 団体の組織マネジメントを支援します
	(6) 団体の活動資源を支援します
	(7) 団体が活動しやすい環境を整備します
3. 事業者の社会貢献活動を促進します	
	(8) 事業者向けの情報を発信します
	(9) 事業者が社会貢献しやすい機会を提供します
4. 協働のまちづくりを推進する市の職員を育成します	
	(10) 市民活動・協働の意識を高める研修を実施します
5. 各主体がより良い関係を構築できる機会を提供します	
	(11) 地域課題を共有し、交流する機会を提供します
	(12) 協働に関するコーディネート機能を充実します
6. 協働による事業を推進し、評価します	
	(13) 協働事業提案制度を充実します
	(14) 協働による事業を実施し、評価します
7. 協働のまちづくり条例及び推進計画を進行管理します	
	(15) 推進計画を進行管理します
8. 推進組織を運営します	
	(16) 協働のまちづくり協議会を運営します
	(17) 協働のまちづくり推進会議・補助組織を整備、運営します
9. 拠点施設の整備、充実を図ります	
	(18) 市民活動サポートセンター等の拠点施設を管理運営します

2 個別施策

基本方針Ⅰ 協働のまちづくりの担い手を育成します

基本施策1 市民活動に参加する市民を増やします

(1) 市民活動の人材育成を行います

- ① 「まつど地域活躍塾¹²」をオープンし、市内の関係機関や町会・自治会、NPO等と協力・連携を図りつつ、これから市民活動を始めたいと考える市民に、市内各種の活動を知る講義やボランティア実地体験等を行い、実際に活動につながるような機会を提供します。また、他にも、各分野において、それぞれの担い手を育成するための各種ボランティア養成講座等を実施します。
- ② まつど市民活動サポートセンターでは、市民活動の担い手となる人材の育成事業及び次世代育成のための事業を実施します。

(2) 市民活動の意識啓発のため、市民活動情報を発信します

- ① 市民を対象に、市民活動や協働による取組みの事例を紹介し、地域での社会貢献活動に関する意識を醸成する啓発イベントを開催します。
- ② ホームページ、広報まつど、掲示板（市内公共施設、まつど市民活動サポートセンター、市役所本館1階の市民活動情報コーナー等）、ニュースレター、情報冊子等の各種情報媒体を活用し、広く市民に、市民活動の意義や役割、活動事例を発信します。

(3) 市民活動に関する相談に対応します

社会福祉協議会¹³と連携を図り、まつど市民活動サポートセンター及び市民自治課を中心に、市民からのボランティアや市民活動に関する相談を受け付け、必要に応じ、市民活動団体、関係機関等へのコーディネートを行います。

¹² 平成26年度から（仮称）まつど市民大学として調査・研究を行い、平成28年度に開催した（仮称）まつど市民大学設立準備懇談会の委員の意見等を参考に、正式名称を「まつど地域活躍塾」としました。

¹³ 社会福祉協議会は、市民のボランティア活動を促進するため、ボランティアの育成、支援を行っています（ボランティアの登録、紹介、保険加入手続き、養成講座、研修会の開催、ボランティア活動の情報の収集と提供など）。

目標1 まちづくりを担う市民が増えます。

【評価指数と目標値】

- (1) まちづくりに関心を持つ市民が増えます。
- (2) 市民活動を行う市民が増えます。
- (3) 協働のまちづくりに賛同する市民が増えます。

評価指標名	平成27年度	目標値 (平成31年度)
まちづくりへの関心度 「関心がある」※1	58.4%	65%
市民活動への参加度 「現在も参加している」	13.6%	20%
協働のまちづくりの有効性への理解度「そう思う」※2、賛成度「推進すべき」※3	理解度 87.7%	92%
	賛成度 83.8%	90%

市民アンケート調査より

- ※1 第3次協働推進計画より、評価指標を「大いに関心がある」から「大いに関心がある」「ある程度関心がある」を合わせた「関心がある」に変更した。
- ※2 第3次協働推進計画より、評価指標を「大いにそう思う」から「大いにそう思う」「ある程度そう思う」を合わせた「そう思う」に変更した。
- ※3 第3次協働推進計画より、評価指標を「大いに推進すべき」から「大いに推進すべき」「ある程度推進すべき」を合わせた「推進すべき」に変更した。

目標値とは？

「目標値」とは、本計画を推進するうえで、過去の実績を考慮し、将来において、実現が期待される期待値を言います。

基本施策2 市民活動団体の活力を高めます

(4) 団体の活動情報を公開します

市民活動団体の情報を収集し、ホームページや冊子等により公開するほか、市内公共施設の掲示板で、イベント情報等を掲示します。

(5) 団体の組織マネジメントを支援します

まつど市民活動サポートセンターを中心に、市民活動団体の設立又は運営に関する相談に対応し、マネジメント力を向上させる各種講座を開催します。

(6) 団体の活動資源を支援します

- ① 市民活動助成制度により、市民活動団体の事業に必要な資金を助成します。
なお、市民活動助成制度の趣旨や内容を積極的に周知し、助成金額、提出書類等について、団体によって利用しやすい制度となるよう必要に応じて見直しを図ります。
- ② 町会・自治会等に対し、防犯灯、掲示板、集会所の確保等に係る補助金を交付し、コミュニティ活動の支援を行います。

(7) 団体が活動しやすい環境を整備します

- ① 新松戸市民活動支援コーナー（新松戸市民センターの3階）では、市民活動団体に、会議や印刷作業などの場を提供し、更なる利用率の向上に向けて見直しを図ります。
- ② まつど市民活動サポートセンターでは、会議室の貸出し等の各種支援サービスを提供します。
- ③ 安心して活動できるように、NPOや町会・自治会等で公益的な活動中に発生した事故などによるケガや賠償責任を補償する保険制度の導入を図ります。

目標2 まちづくりを担う市民活動団体が増えます。

【評価指数と目標値】

- (1) 市民活動情報を公開する団体が増えます。
- (2) より良い活動を行う団体が増えます。
- (3) 協働のまちづくりに賛同する団体が増えます。

評価指標名	平成27年度	目標値 (平成31年度)
町会・自治会等加入率	72.8%	73%
市民活動団体情報届出数 (まつど市民活動サポートセンター)	347	400
市内で活動するNPO法人数 (県知事・内閣府認証数)	156団体	160団体
活動への満足度 「満足している」※1	61.3%	70%
協働のまちづくりへの理解度「取組みを知っている」、賛成度「共感できる」※2	理解度 72.4%	80%
	賛成度 73.3%	80%

市民活動団体アンケート調査より

※1 第3次協働推進計画より、評価指標を「とても満足している」から「とても満足している」「まあ満足している」を合わせた「満足している」に変更した。

※2 第3次協働推進計画より、評価指標を「大いに共感できる」から「大いに共感できる」「やや共感できる」を合わせた「共感できる」に変更した。

基本施策3 事業者の社会貢献活動を促進します

(8) 事業者向けの情報を発信します

事業者に向け、社会貢献活動の取組み事例や市民活動情報を提供します。

なお、社会貢献活動の事例については、寄付やCSR（企業の社会的責任 corporate social responsibility）の一環としての社会貢献活動に留まらず、本業と地域課題の解決をつなげていく取組みや従業員のボランティアを応援するもの等、幅広く取り上げていきます。

(9) 事業者が社会貢献しやすい機会を提供します

社会貢献型自動販売機による協働のまちづくり基金への寄付を活用するなど、事業者の社会貢献の機会を提供します。

また、事業者に対し、松戸商工会議所を介して連携の強化を図り、社会貢献活動に取り組んでいる優良事業者への表彰制度を創設する等、社会貢献しやすい機会の新たな提供方法について、調査・研究を進めます。

目標3 まちづくりを担う事業者が増えます。

【評価指数と目標値】

- (1) 社会貢献活動を行う事業者が増えます。
- (2) 協働のまちづくりに賛同する事業者が増えます。

評価指標名	平成27年度	目標値 (平成31年度)
社会貢献活動の実施率 「現在、実施している」	65.6%	70%
協働のまちづくりへの積極性 「そう思う」	40.6%	45%

※ 事業者アンケート調査より

基本施策4 協働のまちづくりを推進する市の職員を育成します

(10) 市民活動・協働の意識を高める研修を実施します

研修を通して、市民活動や協働への理解を深め、協働事業提案制度の行政指定テーマを提案する等、地域課題の解決に際し、様々な主体との連携した政策の企画・立案していく職員の育成を図ります。

なお、職員のボランティア活動を推進し、市民活動への意識を醸成するため、市民活動の実地体験研修の調査・研究を行います。

目標4 協働のまちづくりを推進する市の職員が増えます。

【評価指数と目標値】

(1) 協働のまちづくりを理解し、推進する市の職員が増えます。

評価指標名	平成27年度	目標値 (平成31年度)
市民活動の有効性の理解度 「そう思う」	30.6%	35%
協働事業の有効性の理解度 「そう思う」	23.0%	30%
協働のまちづくりへの積極性 「そう思う」	21.8%	28%

※ 職員アンケート調査より

基本方針Ⅱ 多様な主体同士の協働を促進します

基本施策5 各主体がより良い関係を構築できる機会を提供します

(11) 地域課題を共有し、交流する機会を提供します

まつど地域活躍塾では、市の地域課題をテーマに、市民、町会・自治会、NPO、市民活動団体等の様々な主体の人々が、ともに考え、取組みを企画するワークショップを実施します。

まつど市民活動サポートセンターでは、市民、町会・自治会等、NPO、市民活動団体、企業、行政が一堂に会する相互連携又は交流の推進として、NPO・市民活動見本市を開催します。

(12) 協働に関するコーディネート機能を充実します

市民自治課窓口及びまつど市民活動サポートセンターを中心に、各主体及び各部署からの連携・協働に関する相談に対応し、相互に話し合う機会等を設定し、信頼関係を構築します。

基本施策6 協働による事業を推進し、評価します

(13) 協働事業提案制度を充実します

協働事業提案制度の趣旨や取組事例を積極的に周知するとともに、提案団体や事業担当課の意見・要望等を考慮し、要件や補助対象経費、提出書類等について適宜見直しを行い、適切に運用していきます。

(14) 協働による事業を実施し、評価します

協働による事業を適切に実施するとともに、実施途中及び終了に際し、実施団体と市（事業担当課）の双方が、当該事業を評価し、その取組手法や成果について点検します。ただし、協働による成果は、短期間で可視化できる場合は少ないことから、中・長期的に、客観的な数値等を用いて地域課題の解決に向けてまたはその地域にどのような影響を与えるのかを測る必要があります。

目標 5 協働の取組みが増えます。

【評価指数と目標値】

- (1) 協働している団体が増えます。
- (2) 市が協働する事業が増えます。

評価指標名	平成 27 年度	目標値 (平成 31 年度)
協働している団体の割合 ※1	52.9%	60%
市が協働する事業件数 ※2	222件	250件

※1 団体アンケート調査より

※2 庁内実態調査より

目標 6 協働による取組みが効果的に実施されます。

【評価指数と目標値】

- (1) 協働の取組みに対するお互いの評価が高まります。

評価指標名	平成 27 年度	目標値 (平成 31 年度)
協働による事業実施者の満足度	100%	100%
市事業担当課の満足度	100%	100%

※ 協働のふりかえり評価シートより。ただし、地域課題の解決、またはその地域に与える影響を測る評価指標の設定についても調査研究する。

目標 7 市民活動・協働に対する市民の信頼が高まります。

【評価指数と目標値】

- (1) 地域課題を解決する市民活動や協働の取組みへの信頼感が高まります。

評価指標名	平成 27 年度	目標値 (平成 31 年度)
活動に対する信頼感 「人や社会のために役立つ活動」	56.4%	62%

※ 市民アンケート調査より

基本方針Ⅲ 施策の推進体制を整備します

基本施策7 協働のまちづくり条例及び推進計画を進行管理します

(15) 推進計画を進行管理します

定期的に、市の各部署への協働による取組み状況の照会を行い、現状把握に努め、各主体に対するアンケート調査を実施し、推進計画の進捗状況の評価・検証します。なお、検証結果を受け、必要に応じて、協働のまちづくり条例の見直しを図ります。

基本施策8 推進組織を運営します

(16) 協働のまちづくり協議会を運営します

公正・中立的な立場で協働事業・市民活動助成事業の審査、評価を行い、政策に関する審議を行う「協働のまちづくり協議会」を運営します。

(17) 協働のまちづくり推進会議・補助組織を整備、運営します

庁内での協働のまちづくりの推進を図るため、関係各課に協働推進員を配置し、必要に応じて、協働のまちづくり推進会議、協働推進委員会、協働推進員会議等を招集し、運営します。

基本施策9 拠点施設の整備、充実を図ります

(18) 市民活動サポートセンター等の拠点施設を管理運営します

市民活動及び多様な主体の協働を促進し、協働のまちづくりを実現する拠点施設として、矢切に設置しているまつど市民活動サポートセンター及びそれを補完する役割（会議スペースや印刷サービスの提供等）を果たしている新松戸市民活動支援コーナーの双方の機能の関連性を深め、充実させていきます。

3 重要施策

(1) 安心して市民活動に参加できる環境を整備します

(関連する個別施策(1)(7)、重要課題①)

市民に対し、市民活動に参加するきっかけや機会を提供し、安心して市民活動に参加する環境づくりを整備します。

① まつど地域活躍塾をオープンし、運営します。

「まつど地域活躍塾」で、市内各種の活動を知る講義、ボランティアの実地体験等を通して、他の団体とも連携できるような広い視野を持ち、地域の課題解決に取り組む人材の育成を図ります。

② 市民活動補償保険を導入します¹⁴。

市が保険料を負担のうえ保険会社と契約し、市民活動団体で公益的な活動中に発生した事故などによる傷害や賠償責任を補償する保険制度の導入を検討し、市民が安心して気軽に市民活動に参加できるようにします。

¹⁴ 市は、平成27年度から、高齢者に対する活動中の事故などに対して傷害や賠償責任を補償する保険制度を導入していることから、対象範囲を拡大し、市民活動全般へ適用します。

(2) 協働のまちづくりに係る情報発信を強化します

(関連個別施策(2)(4)(8)、重要課題②)

情報媒体として、広報まつど、ミニコミ誌、チラシの配布、ホームページ、SNS等のWeb、ケーブルテレビやYouTube等の動画情報の発信、公共施設の掲示板など数多くあり、それぞれにおいて、情報の拡散性、速報性、情報量の多寡など特性があります。

それぞれの特性を踏まえたうえで、発信する情報の内容、対象者に合わせ、適した情報媒体を検討し、広く協働のまちづくりへの意識の醸成に資するような情報の発信を図ります。

① 広報まつどを更に活用して、情報発信します。

市民の行政情報の入手手段としては、広報まつどが約6割を占めていることから、市民に広く周知を図るため、広報まつどの協働のまちづくり関連情報を充実させる等、情報発信の強化に努めます。

② 事業者の社会貢献活動の取組み事例を発信します。

社会貢献型自動販売機による寄附を始め、本業を基本としたもの、従業員のボランティアを応援するもの、市民活動団体と組んで行うもの、市民活動団体を支援するものなど多種多様な社会貢献事例の周知を図ります。なお、併せて、事業者に対し、社会貢献活動に取り組む機会の創出方法も調査・検討します。